



青森県農業経営基盤の強化 の促進に関する基本方針

(一部改正案)

令和3年3月
(令和5年〇月 一部改正)

青 森 県

目 次

基本方針策定及び見直しの趣旨	1
基本方針の期間	1
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	
1 基本方向	2
2 育成する農業経営体の経営目標	3
(1) 所得	3
(2) 労働時間	4
3 育成する農業経営体数等の目標	5
(1) 育成する農業経営体数	5
(2) 新規就農者数	7
第2 農業経営体等の基本的指標	
1 基本的指標の設定	8
2 地域別の経営基盤強化の方向及び営農類型	9
3 新規就農者等の基本的指標	15
第3 農用地の利用集積に関する目標	
1 農用地の利用に占めるシェアの目標	17
2 農用地の利用集積面積の目標	18
3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	19
第4 農業経営体等を育成するために必要な事項	
1 施策の展開方法	20
2 基本的な施策	20
(1) 認定農業者等の経営改善促進のための関連対策	20
(2) 新規就農者等の育成・確保のための関連対策	20
(3) 地域農業を支える多様な人材の確保・育成のための関連対策	21
(4) 農地流動化促進のための関連対策	22
3 推進体制	22
4 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	23
5 主要指標	24
別表（農業経営の指標）	25

基本方針策定及び見直しの趣旨

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）では、効率的かつ安定的な農業経営者を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、育成すべき農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積や経営管理の合理化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることとしており、県は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を定めるものと規定されています。

このため、本県では、平成6年1月に「青森県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を策定し、同法施行令に基づいて、おおむね5年ごとに見直しを行っています。

今回の見直しは、5年ごとの定期見直しであり、所得目標、育成する農業経営体数、農業経営の基本的指標及び農用地の利用集積等の目標値の再設定や、関係施策の動向を踏まえて内容の見直しを行ったものです。

基本方針の期間

令和3年度から令和12年度までの10年間

【令和5年〇月の見直し概要】

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行（令和4年5月公布、令和5年4月施行）に伴い、農業を担う者の確保及び育成に係る体制の整備等に関する内容を追加するとともに、法改正に伴う文言の整理等を行った。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 基本方向

本県は、食料自給率が120%（平成30年度概算値）で、全国第4位と高く、米、野菜、果実、畜産物の生産バランスがとれた食料供給県であり、農業は、それぞれの生産分野で蓄積された優れた技術力や広大な農地、さらには夏季冷涼な気象など、本県の特性を生かすことができる優位産業です。

しかしながら、農業従事者の高齢化が進み、就業者の半分以上が65歳以上となっており、これまで産地を支えてきた団塊の世代が、近い将来、一斉にリタイアする時期を迎えるほか、国内マーケットの縮小や労働力人口の急減など人口減少に伴う影響を大きく受けることが想定されます。

また、TPPや日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA、RCEPなど経済のグローバル化の進展や気候変動リスクの増大など、いまだ経験したことのない社会、経済、環境の変化に直面し、大きな転換点を迎えています。

このため、県は、「攻めの農林水産業」推進基本方針（平成31年2月策定）に基づき、こうした課題や環境変化を克服し、本県農業を更なる成長に導くとともに、人口減少社会にあっても、農山漁村集落が守られる共助・共存の仕組みを構築するため、産業政策、地域政策の両面から施策を展開していくこととしています。

特に、今後の農業を支える人財の育成と農業競争力の強化については、これまで蓄積された技術や農地等の生産基盤を次世代の担い手に継承していくため、新たな担い手の確保・育成と円滑な経営継承を進めるとともに、スマート農業技術の導入や生産基盤の整備を進め、担い手への農地集積・集約化を加速させ、農業生産基盤の強化を図ります。

（1）担い手の確保・育成

新規就農者を確保・育成するため、先進的な農業者などの研修受入体制を強化し就農を促進するほか、青森県農業経営・就農サポートセンター（法第11条の11に基づく農業経営・就農支援センター。以下、「サポートセンター」という。）による生産技術や経営の指導などの就農サポート活動を強化し、就農後の経営安定と地域での定着を図ります。

また、環境変化に対応できる人財を育成するため、若手農業トップランナー塾などによる能力向上研修のほか、サポートセンターの農業経営相談や専門家派遣などによる認定農業者や農業法人の確保・育成に向けた伴走型支援に取り組みます。

集落営農組織については、地域ぐるみで農地を守り次世代に継承していくため、経営の複合化・多角化による地域の雇用創出などにより中小規模農家の参加を促すとともに、経営基盤の強化に向けた法人化を進めます。

さらに、団塊の世代の農業者が一斉にリタイアする時期を見据え、経営資源が途切れることがないように、計画的な経営継承や継承後の経営改善を支援するほか、移譲希望者

と就農希望者とのマッチングなど第三者への継承を推進します。

このほか、地域農業を支えるために重要な役割を持つ農業支援サービス事業者や、雇用就農者、中小・家族経営など多様な人材を確保・育成するための取組を推進します。

(2) 農地の集積・集約化

担い手の経営基盤を強化していくため、スマート農業や省力技術の導入を促進し、農作業の効率化等により生産コストの低減を図るとともに、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第2条第4項）が行う農地中間管理事業（機構法第2条第3項）を活用した担い手への農地の集積・集約化や、ほ場の大区画化など計画的な生産基盤の整備を進めます。

また、地域の話合いにより策定され、実質化した「人・農地プラン」や「地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という。）」により、担い手の確保と農地の利用集積を計画的に進めていきます。

このほか、農業委員や農地利用最適化推進委員による遊休農地の発生防止・解消活動を支援するとともに、農業参入企業等による農地の有効活用を誘導します。

2 育成する農業経営体の経営目標

(1) 所得

育成する農業経営体（認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組織のほか、基本構想水準到達者をいう。以下同じ。）の生涯所得が他産業従事者と遜色のない水準となるよう、年間農業所得として570万円～670万円程度（主たる農業従事者1人当たりの年間農業所得として430万円～530万円程度）を目標とします。（効率的かつ安定的な農業経営体の目標）

なお、このうち、新規就農者については、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得として、農業経営体の目標の5割程度とします。

<育成する農業経営体の所得目標>

区 分	目 標	
		新規就農者
主たる農業従事者1人当たりの年間農業所得	430万円～530万円程度	220万円～270万円程度
世帯当たりの年間農業所得	570万円～670万円程度	290万円～340万円程度

○目標設定の考え方

◇主たる農業従事者の所得

他産業従事者と遜色のない生涯所得を確保することを前提とし、農業者年金、主たる従事者の所得を得る期間を考慮して目標を設定しています。

<算出基礎>

(ア) 他産業従事者の生涯所得（令和元年賃金構造基本統計調査報告書等）

：2億2,280万円

（生涯賃金：年間支給額×45年分、退職金、年金受給額：14年間）

(イ) 農業者年金：1,970万円（65～79才：14年間）

(ウ) 主たる従事者として所得を得る期間：38年間

農業従事期間（45年間）を1期（20～26才）、2期（27～57才）、3期（58～64才）に分け、1期は親と（本人1/3）、3期は後継者（本人2/3）と所得を案分することとし、農業に正味従事する期間を38年間とする。

(エ) 主たる従事者の所得：430万円～530万円

（2億2,280万円－1,970万円）÷38年間＝534.5万円≒530万円

地域によるばらつき、経済情勢を考慮して、目標所得の下限を430万円

（＝530万円×80％）に設定。

◇世帯当たりの農業所得

主たる従事者の農業所得と補助従事者の農業所得を合計して目標を設定しています。

<算出基礎>

(ア) 補助従事者の農業所得：109万円

（主たる従事者の半分の労働時間を米生産費調査による時間単価で評価）

(イ) 補助従事者数：1.2人

（2015年農業センサスより、3ha以上の販売農家を対象として算出）

(ウ) 世帯当たりの農業所得：570万円～670万円

534.5万円＋（109万円×1.2人）≒670万円

目標所得の下限設定幅は、主たる従事者の下限設定幅と同じく100万円とし、

570万円（＝670万円－100万円）に設定。

(2) 労働時間

労働時間は、他産業従事者並み（1人当たり2,000時間程度）を目標とします。

<育成する農業経営体の労働時間目標>

区 分	目 標
主たる従事者1人 当たりの労働時間	2,000時間程度

○目標設定の考え方

他産業並みの労働時間を前提に目標を設定しています。

<算出基礎>

(ア) 他産業の月労働時間（令和元年賃金構造基本統計調査報告書）：163時間

(イ) 主たる従事者1人当たりの労働時間：2,000時間

163時間×12か月≒2,000時間

3 育成する農業経営体数等の目標

本県農業の持続的な発展を図るためには、意欲あふれる多様な経営体が本県の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことが重要であることから、新規就農の促進を図るとともに、地域の実情に応じた担い手像を明確にしながら、これら経営体の育成・確保の目標を設定して推進します。

(1) 育成する農業経営体数

育成する農業経営体数については、12,400経営体（うち認定農業者（集落営農組織を除く）は8,900経営体、集落営農組織は150経営体）を目標とします。

<育成する農業経営体数の目標>

区 分	目 標 (R12)
育成する農業経営体数	12,400経営体
うち認定農業者数 (集落営農組織を除く)	8,900経営体
うち法人	900法人
認定新規就農者	500経営体
うち集落営農組織数	150経営体
うち法人	100法人
基本構想水準到達者	2,800経営体

○目標設定の考え方

担い手及びその農地利用の実態に関する調査（平成26年9月24日26経営第1650号経営局長通知）における市町村の今後育成すべき経営体数の推移を基に、担い手の対象となる認定農業者（集落営農組織を除く）、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者それぞれの目標数を合計して、目標を設定しています。

<算出基礎>

(ア) 認定農業者数（集落営農組織を除く）：8,900経営体

直近5年間は減少傾向であり、H26年からR元年の増減率から算出。

(イ) 認定新規就農者数：500経営体

直近5カ年の中庸3カ年の平均新規認定者数（認定農業者への移行等による減少を除く）
100経営体

認定期間の5年間積み重なることを想定して算出。

○認定新規就農者数＝新規認定数×5年

500経営体＝100経営体×5年

(ウ) 集落営農組織数：150経営体

直近5カ年の中庸3カ年の平均組織数 149経営体

集落営農組織に関しては、引き続き、組織化を推進する一方で、生産基盤の強化や農作業の省力化を図る観点から、既存組織の合併を支援することも必要である。

増加要素と減少要素を抱えるため、現状維持。

(エ) 基本構想水準到達者数：2,800経営体

R元年実績値 2,853経営体

販売農家増減率（H27/H25）35,914経営体／44,667経営体＝0.804（※農林業センサス）

うち500万円以上 8,752経営体／8,576経営体＝1.021≒1（一定）

農林業センサスをみると、H22年からH27年の5年間で、販売農家数は20%減少したが、販売金額500万円以上の大規模層は1.02倍と一定といえる。

基本構想水準到達者の販売金額を500万円以上と見込み、今後もこのままで推移すると考え、現状維持とする。

(オ) 育成する農業経営体数の目標：12,400経営体

○目標数＝認定農業者数（集落営農組織を除く）＋認定新規就農者数
＋集落営農組織数＋基本構想水準到達者数

12,400経営体≒8,900経営体＋500経営体＋150経営体＋2,800経営体

(カ) 認定農業者（集落営農組織を除く）の法人数：900法人

直近年次の法人数を基に、直近5カ年の中庸3カ年の平均増減数を掛けて算出。

○認定農業者の法人数＝R元年度認定農業者法人数＋増減数×11年

900法人≒486法人＋34.7法人×11年

(キ) 集落営農組織の法人数：100法人

直近年次の法人数を基に、直近5カ年の中庸3カ年の平均増減数を掛けて算出。

○集落営農組織の法人数＝R元年度集落営農法人数＋増減数×11年

100法人≒63法人＋3法人×11年

(2) 新規就農者数

新規就農者数については、独立自営と雇用就農を合わせて年間300人を目標とします。

<新規就農者数の目標>

区 分	目 標 (R12)
新規就農者数	300人/年

○目標設定の考え方

平均就農年数を45年(20歳～64歳)として、「育成する農業経営体数」の維持が可能となる目標を設定しています。

<算出基礎>

育成する農業経営体数÷平均就農年数

12,400経営体 ÷ 45年 ≒ 270人/年

12,400経営体を維持するのに必要な270人には将来独立自営や経営継承が見込まれる耕種部門への雇用就農者を含んでいます。その他、養鶏・養豚部門への雇用就農者など、将来独立自営や経営継承が見込めない雇用就農者30人があるため合計して300人を目標とします。

第2 農業経営体等の基本的指標

1 基本的指標の設定

将来とも農業で自立していこうとする農業者が、経営改善を進めることによって到達可能な経営指標を次のとおりとします。

また、営農類型ごとの経営規模及び生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標は、別表のとおりです。

(1) 経営規模

世帯当たりの労働力は2～3人で、1人当たりの年間労働時間は2,000時間程度とし、農繁期であっても1日当たり労働時間は10時間を超えないようにして、個別経営で農業所得570万～670万程度、農業従事者（組織経営では構成員報酬）1人当たりの農業所得430万～530万程度の経営目標を到達できる経営規模とします。

(2) 技術体系

現地で実践されている標準的な技術で組み立てていますが、今後、水稻や野菜、果樹、畜産で開発される革新的な技術については、普及動向を見極めながら積極的な導入を図り、生産性の向上と経営の効率化を図ります。

また、指標に示している標準資本装備のうち、個々の利用では償却コストが過大となる機械・施設については、共同利用とします。

(3) 地域区分

自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して、東青・中南・三八・西北・上北・下北の6農業地域区分とします。

(4) 営農類型

ア 個別経営

県が作成した「主要作物の技術・経営指標」を基にして、6農業地域で実践されている農業経営の実態を考慮し、地域区分ごとに、56営農類型を示します。

<個別経営の地域区分別営農類型数>

東青	中南	三八	西北	上北	下北	計
9	12	10	11	7	7	56

イ 組織経営

今後、組織経営の育成と集落営農の法人化などを推進していく必要があることから、各地域共通として、7営農類型を示します。

2 地域別の経営基盤強化の方向及び営農類型

(1) 東青地域

ア 農業の特性

- (ア) 水稲とりんごを基幹作目として、トマトやピーマン等の野菜、切り花類、肉用牛等の多様な農業経営が行われています。近年は、ミニトマトやたまねぎ、おうとうや大粒系ぶどうなどの新作目への取組も拡大しています。
- (イ) ほ場整備等を契機として、集落営農組織の法人化、農地の利用集積が進み、集落・地域を超えた広域連携も図られています。
- (ウ) 農山漁村女性の特技・経験を活かした農産加工や直売活動のほか、地域資源を活用したグリーン・ブルー・ツーリズムや観光農園の取組が行われています。

イ 経営基盤強化の方向

平坦地では、ほ場整備による生産の効率化や農作業受委託の促進等により水稲の規模拡大を図るとともに、野菜や花きの導入・拡大による経営の複合化と飼料用米等の作付けによる需要に応じた米の生産を推進します。

中山間地においては、りんご園地の改植等による生産力の強化、省力技術の導入などによる生産コストの低減を図るとともに、おうとう等の導入による果樹複合を推進します。

また、加工・直売活動の強化とグリーン・ブルー・ツーリズム等を推進するため、農商工連携や6次産業化などに取り組む女性起業家の育成と連携を促進します。

さらに、地域の担い手を明確化し、農地の利用集積を図りながら、認定農業者を育成するほか、地域の条件に応じて集落営農組織の法人化と広域連携を進めます。

ウ 主な営農類型

営農類型 (9類型)	1	主食用米＋飼料用米＋畑作(そば)	4	花き(トルコギキョウ他)＋主食用米＋畑作(そば)	7	果樹(りんご)
	2	施設野菜(トマト)＋主食用米＋飼料用米	5	果樹(りんご)＋主食用米＋飼料用米	8	酪農
	3	露地野菜(ピーマン＋にんにく)＋主食用米＋畑作(そば)	6	果樹複合(りんご＋おうとう)＋りんご加工(ジュース)	9	肉用牛(繁殖)＋主食用米＋飼料用米

(2) 中南地域

ア 農業の特性

(ア) りんごと水稲の生産が盛んであり、りんごは本県の約60%を生産する一大産地を形成しているほか、ぶどうやももなど特産果樹への取組も行われています。

(イ) 水稲は、良食味・高品質米の主産地として良質米品種の作付けや、「青天の霹靂」の生産拡大とブランド確立に向けた取組が行われています。

(ウ) 野菜は、平坦地帯でトマト、ミニトマト、にんにくなどが作付けされているほか、高冷地では、だいこん、にんじんなど多種多様な産地が形成されており、花きはトルコギキョウを中心に産地が形成されています。

イ 経営基盤強化の方向

平坦地帯では、集落営農組織の再編などによる体質強化を図るとともに、水稲の直播栽培などの省力栽培や良食味・高品質生産への取組を推進します。また、水稲経営の複合化を進め、転作野菜や施設野菜、花きの導入・拡大を図ります。

中山間地帯では、りんご園地の品種構成の見直しや園地の若返りなどによる生産力の強化、省力化技術などの導入による生産コストの低減、特産果樹導入による果樹複合の推進などを図ります。高冷地においては、土づくりによる野菜の高品質・安定生産を図ります。

また、農産物直売施設による加工品販売などの起業活動により、農産物を原料とした加工品開発を進めます。さらに、地域の担い手の明確化を図りながら、農地中間管理機構などを活用した担い手への農地の利用集積や耕作放棄地の活用を促進し、認定農業者を主体とした効率的で安定的な農業経営体の育成を進めます。

ウ 主な営農類型

営農類型 (12類型)	1	主食用米＋飼料用米＋畑作(大豆)	5	野菜(いちご)＋主食用米	9	果樹複合(りんご＋もも) ※加工含む
	2	野菜(だいこん＋にんじん)	6	野菜(ミニトマト)＋主食用米＋飼料用米	10	果樹(ぶどう)＋主食用米
	3	野菜(夏秋トマト)＋主食用米＋飼料用米	7	花き(トルコギキョウ)＋主食用米	11	果樹(りんご)＋野菜(夏秋トマト)
	4	野菜(にんにく等)＋主食用米	8	果樹(りんご) ※加工含む	12	果樹(りんご)＋主食用米＋野菜(ピーマン)

(3) 三八地域

ア 農業の特性

(ア) ながいも・にんにくなどの露地野菜、トマト・いちごなどの施設野菜、りんごやおとう・なしなどの特産果樹といった多様な園芸作物が生産されています。

また、葉たばこは、県内最大の産地が形成されています。

(イ) 畜産は、黒毛和牛の産地となっているほか、養豚や採卵鶏、肉用鶏等の大規模な飼養が行われています。

(ウ) 農産加工や産地直売に取り組む農村女性の活動が活発に行われ、地域資源を活用した観光農業や農作業体験などのグリーン・ツーリズムの取組が行われています。

また、障がい者の農業就労を推進する農福連携の取組が広がりつつあります。

イ 経営基盤強化の方向

水稲などの土地利用型作物では、販売力の強化や農地の受け手となる大規模生産者の育成等を推進します。

地域の特産である野菜・果樹などでは、省力化技術の普及や適正な栽培管理の励行により良品安定生産を進め、産地力の強化を図ります。また、スナップエンドウ等軽量野菜や「ジュノハート」の導入・拡大に努め、ブランド化を図ります。

畜産では、規模拡大等により経営の体質強化を図るとともに、本県で唯一の組織である三戸地方黒毛和種育種組合の活動を中心に「地域の特色ある牛づくり」を推進します。

また、農産加工や産地直売に取り組む女性起業家の育成や農商工連携・6次産業化などの取組を強化します。

さらに、認定農業者や新規参入など多様な担い手の育成を図りながら、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化やマネジメント能力の向上等を推進し、意欲あふれる農業経営体の育成を目指します。

ウ 主な営農類型

営農類型 (10類型)	1	野菜(ながいも他) +主食用米	5	果樹(りんご)+野 菜(ながいも他)	9	肉用牛(繁殖) +野菜(にんにく) +主食用米
	2	野菜(トマト他)+ 主食用米	6	葉たばこ+主食用 米	10	野菜(にんにく)+ 野菜加工(黒にんに く)+主食用米
	3	野菜(いちご)+主 食用米	7	花き(キク)+野菜 (ほうれんそう)		
	4	果樹(りんご+おう とう)+主食用米	8	酪農		

(4) 西北地域

ア 農業の特性

- (ア) 県内最大の水田地帯であり、農地の利用集積が進んでいます。
- (イ) 水稻を主体に畑作・果樹・野菜・花き・畜産による複合経営が多く、大豆、小麦は転作作物として組織経営体や大規模経営体へ集積されています。
- (ウ) 平野部は、夏秋トマト、輪ギクなどの施設栽培やブロッコリーの作付けが多く、西部砂丘地帯は、スイカ、メロン、ながいも、ねぎ等の露地野菜の産地が形成されています。また、東部や南西部では、りんご、ぶどうなどの果樹栽培が盛んです。

イ 経営基盤強化の方向

水田においては、水稻、大豆及び小麦の特定農作業受託による規模拡大を進めるとともに、飼料用米の生産や稲わら収集の促進により西北型稲作を推進します。

また、水稻に加え、ブロッコリー等の露地野菜の推進や施設野菜、花き生産では省力化による産地の維持強化を図ります。

西部砂丘地を中心とした野菜は、メロンの共選推進による品質の均一化、スイカの小玉品種作付け拡大、ながいもの種子更新による生産力強化等を図ります。

りんごは、改植、わい化栽培、品種構成の見直しにより産地の強化を図ります。

ぶどうは、地域特産品種であるスチューベンのブランド化等を推進し、収益力を高めます。

肉用牛は、公共牧場を活用した夏山冬里方式による放牧拡大と、飼料用米作付け、稲わらの収集を推進します。

農産物の加工部門を強化するため、農商工連携による農林水産業の6次産業化と女性農業者の起業化を促進します。

農村地域社会の維持・振興を図るため、農地中間管理事業等を活用しながら、農地の集積・集約化と田畑転換による水田の高度な活用を推進し、規模拡大や法人化を目指す認定農業者等を育成するほか、農山漁村女性による高齢者等への移動販売など共助、共存の取組を推進します。

ウ 主な営農類型

営農類型 (11類型)	1	野菜（トマト＋ブロッコリー）＋主食用米	5	主食用米＋畑作（小麦）	9	花き（トルコギキョウ他）＋主食用米
	2	野菜（メロン＋スイカ）＋主食用米	6	主食用米＋畑作（大豆）	10	花き（輪ギク）＋主食用米
	3	野菜（ながいも＋ねぎ）＋主食用米	7	果樹（りんご）＋主食用米 ※加工含む	11	肉用牛（繁殖）＋主食用米＋飼料用米＋稲わら収集
	4	主食用米＋飼料用米＋稲わら収集	8	果樹（ぶどう）＋主食用米 ※加工含む		

(5) 上北地域

ア 農業の特性

- (ア) 水稲と野菜を基幹とする複合経営や畜産経営が盛んで、専業農家が多い地域です。
- (イ) 水稲では「まっしぐら」が安定して生産されているほか、飼料用米の取組も拡大しており、野菜ではながいも、にんにく、ごぼう、だいこん、にんじん、こかぶ等の作付けが多く、県内一の産地を形成しています。
- (ウ) 畜産は、乳用牛、肉用牛とも県内飼養頭数の半数以上を飼育するほか、養鶏や養豚も大規模に行われており、県内最大の生産地帯となっています。
- (エ) 産直施設数及び年間販売額ともに県内最多で、女性起業を中心とした活発な活動も行われています。

イ 経営基盤強化の方向

水稲では、飼料用米等を中心に低コスト・省力化技術である直播栽培や密播・密苗の取組を拡大するとともに、野菜では、基本技術の励行による高品質安定生産やスマート農業機械の普及を進め、産地力の強化とブランド化を推進します。

また、酪農や肉用牛については、経営規模の拡大や生産性の向上、TMRセンターや公共牧場の活用による経営基盤の強化を図るとともに、耕種部門との連携による良質たい肥の生産・供給による資源循環型農業を推進します。

さらに、これらの生産を担う地域の担い手を明確化し、認定農業者への誘導と農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化を図るほか、地域の条件に応じた集落営農組織の育成に加え、個別経営体や組織経営体の法人化を推進します。

ウ 主な営農類型

営農類型 (7類型)	1	野菜(ながいも＋にんにく＋ごぼう＋ねぎ)＋主食用米＋飼料用米	4	野菜(ながいも＋こかぶ)	7	主食用米＋飼料用米＋畑作(大豆＋そば)
	2	野菜(にんにく＋トマト)＋主食用米＋飼料用米	5	酪農		
	3	野菜(だいこん＋にんじん＋加工用キャベツ＋ばれいしょ)	6	肉用牛(繁殖)＋主食用米＋飼料用米		

(6) 下北地域

ア 農業の特性

(ア) 夏季冷涼な気象条件を生かした夏秋いちごを始め、施設を活用したトマト、ほうれんそうのほか、露地では、にんにくやかぼちゃ、醸造用ぶどうの栽培が行われています。

(イ) 地元で生産された農産物を地元で消費する地産地消の取組が進んでいます。

(ウ) 畜産は、肉用牛・乳用牛とも県内有数の産地となっています。

イ 経営基盤強化の方向

水稻は、地域特性を生かし、低アミロース米「ほっかりん」の生産など、下北地域ならではの米づくりを推進します。

野菜は、地域で振興している夏秋いちごやにんにくのほか、特色ある野菜生産の推進を図ります。

畜産は、豊富な飼料基盤等の優位性を生かした酪農及び肉用牛の生産振興を推進します。

さらに、農地中間管理事業等を活用することで、担い手への農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止を図りながら、意欲ある農業経営体の育成を目指します。

ウ 主な営農類型

営農類型 (7類型)	1	野菜(夏秋いちご)	4	野菜(トマト+きゅうり他)	7	野菜+果樹(ブルーベリー)+加工
	2	野菜(夏秋いちご+にんにく)	5	肉用牛+野菜(たらのめ)		
	3	野菜(かぼちゃ+にんにく他)	6	酪農		

(7) 各地域共通

○組織経営の営農類型

営農類型 (7類型)	1	主食用米＋飼料用米＋畑作(大豆)	4	主食用米＋飼料用米＋にんにく	7	野菜(ながいも＋にんにく他)
	2	主食用米＋畑作(大豆)	5	主食用米＋畑作(大豆)＋野菜(にんにく)		
	3	主食用米＋畑作(小麦)	6	主食用米＋畑作(そば)		

3 新規就農者等の基本的指標

新規就農者等が、魅力ある農業経営の実現に向けて、計画的に営農を進めるための目標とする経営指標を次のとおり設定します。

また、営農類型ごとの経営規模及び生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標は、別表のとおりです。

(1) 経営規模

経営規模は、世帯当たりの労働力が1～2人で、1人当たりの年間労働時間は2,000時間程度とし、農繁期であっても1日当たりの労働時間は10時間を超えないようにして、世帯当たりの農業所得が290～340万円に到達できる規模とします。

(2) 技術体系

技術体系は、基本技術の励行と安定生産を目指し、生産技術の習得を最優先することとします。

また、指標に示している主要資本装備のうち、個々の利用では償却コストが過大となる機械・施設については、共同利用とします。

(3) 営農類型及び主な地域区分

営農類型は、新規就農者等の技術習得を優先するため、経営が安定するまでの期間は単一経営を基本とし、これまで認定した青年等就農計画における作物や、地域特産作物を考慮して、県内全域をカバーできる11類型と主な地域区分を示しています。

<新規就農者等の営農類型と主な地域区分>

	営農類型	主な地域区分					
		東青	中南	三八	西北	上北	下北
1	主食用米＋飼料用米＋畑作	○	○		○		
2	果樹①	○	○		○		
3	果樹②			○			
4	露地野菜①				○	○	
5	露地野菜②					○	
6	露地野菜③				○		
7	施設野菜①	○	○	○			○
8	施設野菜②	○	○	○	○	○	○
9	施設花き			○	○		
10	畜産①			○		○	○
11	畜産②			○		○	○

第3 農用地の利用集積に関する目標

1 農用地の利用に占めるシェアの目標

育成する農業経営体に、利用権の設定や農作業の委託などを促すことにより農地の利用集積を進め、総農地面積に占める農地面積のシェアの目標を90%とします。

<農地の利用に占める育成する農業経営体のシェア>

(単位：ha、%)

区 分	農地に対するシェア		
	農地面積	うち育成する農業経営体	シェア
現在の農地 (R1)	150,500	85,000	56.5
将来の農地 (R12)	147,000	132,300	90.0

○目標設定の考え方

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う必要があることから、青森県農地中間管理事業の推進に関する基本方針で設定している集積目標である90%を青森県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の目標として設定します。

<算出基礎>

(ア) 将来の農地面積：147,000ha

直近5カ年の平均減少面積を基に算出。

150,500ha (R元年耕地面積) - 860ha (平均減少面積) × 4年

※令和5年度まで平均減少面積で減少し、その後は維持します。

(イ) 育成する農業経営体の農地面積：132,300ha

147,000ha × 90% (集積率)

※青森県農地中間管理事業の推進に関する基本方針と整合を図ります。

※農地の利用の面積には特定農作業受託面積を含みます。

2 農用地の利用集積面積の目標

育成する農業経営体の農地の利用に占めるシェアの目標（90%）を達成するためには、全体としては132,300ha、新たに47,300haの利用集積が必要です。

また、新たに必要となる利用集積に係る、自作地、借地、作業受託の内訳は次のとおりです。

<自作地及び借地、作業受託面積の目標>

(単位：ha)

区 分	現在の集積面積	新たに集積する面積	目標集積面積
① 自作地 (うち認定農業者等への誘導)	47,500	10,000 (6,300)	57,500
② 借地 (うち認定農業者等への誘導)	26,200	37,300 (1,100)	63,500
③ 作業受託	11,300	0	11,300
計	85,000	47,300	132,300

○目標設定の考え方

担い手の農地利用集積状況調査や、作業受託面積、権利移動の面積等を考慮して目標を設定しています。

<算出基礎>

(ア) 新たに集積する面積：47,300ha

目標集積面積－現在の集積面積（132,300ha－85,000ha）（R5まで）

(イ) 新たに集積する面積内訳

a 自作地：10,000ha

- ・担い手の自作地の年間増加面積：914ha
- ・年間増加面積×4年（914ha×4年＝3,656ha 改め3,700ha）
- ・認定農業者等への誘導面積（自作地6,300ha）を加える。
（3,700ha＋6,300ha＝10,000ha）

b 借地：37,300ha

- ・新たに集積する面積計－うち自作地－うち農作業受託
（47,300ha－10,000ha－0ha＝37,300ha）

c 作業受託：0ha

- ・現在の作業受託面積11,300haを維持

<参考>

今後育成すべき農業者の農地を認定農業者等へ誘導（R元年利用面積）

今後育成すべき農業者の農地 7,400ha（うち自作地6,300ha うち借地1,100ha）

3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

育成する農業経営体の農地が分散し、他の経営体の農地と混在している状況を解消し、農業経営体への農地の集約化を促進していくため、農地中間管理機構（公益社団法人あおもり農業支援センター）を中核的な事業体として位置付け、市町村、農業委員会等との連携を密にし、農地の貸借等を仲介する調整活動を積極的に行いながら農業経営体への農地の集約を進めます。

また、中山間地域や担い手不足の地域では、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体も含めた地域全体で農用地の有効利用を図ります。

第4 農業経営体等を育成するために必要な事項

1 施策の展開方法

農業経営体等の目標の実現に向けて、経営改善や農地の流動化、経営・生産対策、その他農業経営基盤の強化を促進するための施策を総合的に推進していきます。

これら施策の展開に当たっては、集落などの単位ごとに抱えている課題や改善方向を洗い出し、その構成員の合意のもとに、将来、集落が進むべき方向を明確にするよう誘導し、その実現に向けた取組を支援します。

この場合、農業者や地域自らの自主的・創造的な活動を基本に、関係機関が連携を図り、各種関連施策を組合わせて相乗効果が高まるよう工夫していきます。

2 基本的な施策

(1) 認定農業者等の経営改善促進のための関連対策

地域で展開されている生産対策を踏まえつつ、認定農業者や集落営農の育成、確保のほか、農地の利用集積・集約化等を総合的に推進します。

ア 認定農業者を確保・育成するため、サポートセンターへの経営相談を促し、農業経営改善計画の作成支援や経営改善に向けた助言・指導を行うなど、農業者が主体性と創意工夫を発揮して経営の多角化、法人化等を展開できるよう重点的に支援します。

イ 地域農業をリードしていく意欲ある農業者等に対しては、経営革新の基礎となる会計力やマーケティング力等のマネジメント能力強化に向けた研修等を行いながら、技術革新、コスト削減の意識を持つ経営能力の高い人材を育成、確保していきます。

ウ 集落営農については、将来的に地域の農地の活用と雇用確保の受け皿となるよう、集落営農組織の法人化と新たな生産・加工・流通分野への取組に向けて、研修会や専門家の派遣等による支援を重点的に行います。

エ 農業経営の規模拡大を計画的に進めようとする意欲ある農業者等に対しては、機構法で定める農地中間管理事業などの活用により支援しながら、生産性の向上による経営の体質強化を図ります。

オ 高齢化や人手不足などの課題解決に向けては、機械メーカーや福祉施設、人材派遣業者など農業支援サービス事業者等との連携により、スマート農業による省力化栽培や農作業の受委託など多様な取組を推進します。

(2) 新規就農者等の確保・育成のための関連対策

新規就農者等が目標達成のための営農設計を立て、経営全体を的確に管理し企業的な経営展開が可能となる総合的能力を習得するとともに、地域農業をリードし、持続・発展させていくための柔軟な発想力や大胆な行動力を発揮できるよう取組を進めます。

- ア 新規就農者等を幅広く確保するため、サポートセンターと連携して、就農フェアや高校の出前講座、県のホームページ等を活用して積極的に情報発信します。
- イ 新規就農希望者については、サポートセンターでの就農相談、就農準備に向けた国の支援施策の活用や研修の実施など積極的に情報提供します。
- ウ 県営農大学の教育課程及び研修内容の充実強化を図り、新規就農者等の農業知識・技術の習得や農業機械の資格取得を支援する研修を実施します。さらに、高等学校等の教育機関との連携による農業の魅力の啓発、公共職業安定所等との連携による農業法人等への就農を促進します。
- エ 新規就農者等の定着に向けて、国の新規就農支援施策や青年等就農資金の積極的な活用、サポートセンターの相談窓口による経営改善に向けた助言・指導のほか、「人・農地プラン」や「地域計画」に地域の中心的な経営体等として位置付けられるよう促します。
- オ 新規就農者の農地取得やリタイアを予定する農業者との第三者承継などに関するマッチングについては、サポートセンターや市町村、農協など関係機関・団体が連携して伴走型で支援します。
- 加えて、地域内の農業経営士や非農家出身者の新規就農メンター等が連携して新規就農者等を指導するなど地域の担い手は地域が育てる地域経営の観点から、栽培技術及び経営管理能力の習得における地域ぐるみの積極的な取組を支援します。
- カ 新規就農者等の経営が安定するまでの間、栽培や経営管理の技術・知識の習得に向けて、定期的な巡回指導の実施や地域段階の研修会等を開催するとともに、地域ネットワークの構築や農村青少年クラブへの加入を促し、仲間づくりや地域活動等への主体的な参画を推進します。
- キ 新規就農者等が、認定新規就農者を経て、認定農業者へと発展できるよう、必要な支援を重点的に措置する青年等就農計画制度の普及を図るとともに、必要な栽培技術指導、経営指導等のフォローアップ、青年等就農計画の実施状況の点検を行うなど、計画的に育成します。
- ク 「青森県若手農業トップランナー育成方針（平成20年3月策定）」に基づき、若手農業者を将来の本県農業をけん引できる人材へと育成するため、実践力、問題解決力や経営革新の基礎となる経営会計力の育成・強化などを支援します。

（3）地域農業を支える多様な人材の確保・育成のための関連対策

農業支援サービス事業体や農業経営体で働く雇用就農者、中小・家族経営などは、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で今後も重要な役割を果たすことが期待されることから、労働力確保に向けた取組支援、国の支援施策の情報提供等を実施します。

- ア 県内企業の副業の活用による臨時雇い、福祉施設や農業支援サービス事業体との連携による農作業請負等の推進、農業法人等への雇用就農希望者及び特定技能外国

人などを対象とした農業就業体験の機会を提供するなど、多様な人材の確保等を支援します。

イ 「特定地域づくり事業協同組合」制度や「農村RMO」支援策を活用して、多様な地域の関係者が連携し、地域の雇用創出、地域づくり人材の育成及び地域資源の活用による経済活動などを行う拠点づくりを支援します。

(4) 農地流動化促進のための関連対策

農地流動化の促進に当たっては、地域の合意形成により策定され、実質化した「人・農地プラン」や「地域計画」に基づき、農地の利用集積・集約化を進めることにより、農業経営体の育成と地域全体の農業の発展を図ります。

ア 機構法で定める農地中間管理事業については、農地中間管理機構（公益社団法人あおもり農業支援センター）を担い手への農地の集積・集約化と農地の有効活用を進める中核的な事業体として位置付け、一般社団法人青森県農業会議、青森県土地改良事業団体連合会、青森県農業協同組合中央会、市町村及び農業委員会等との連携を密にして、最大限に活用します。

イ 法に定める利用権設定等を促進する事業（法第4条3項第1号）については、農業者に対する流動化施策の周知、流動化情報の提供を行いながら、農業経営体への農地の利用集積を進め、市町村基本構想で示された目標の早期達成に努めます。

ウ 農用地利用改善事業（法第4条第3項第3号）については、担い手の不足が見込まれる地域において、農地の利用関係の改善等を促進する農用地利用改善団体や、農地の受け手となる組織として特定農業団体・特定農業法人の設立を支援します。

エ ほ場の大区画化を推進するため、ほ場整備事業の積極的な導入を図ります。

この場合、営農や機械装備、産地化、余剰労働力の活用など将来ビジョンに対する関係者の合意形成を図り、利用権の設定、農作業の受委託などによる農業経営体への農地の集約化を基本とします。

3 推進体制

青森県「攻めの農林水産業」推進本部構造政策部会や、各関係機関・団体等が連携して担い手の育成や農地の活用に向けた施策を推進します。

特に、農業経営体等の確保・育成に当たって、県は、青森県農業経営・就農サポートセンターの体制を整備し、公益社団法人あおもり農業支援センターを総合窓口として位置付け、市町村及び農業委員会、農協など関係機関・団体等と連携・役割分担しながら取組を進めます。

<サポートセンター運営体制>

青森県構造政策課	センター運営の総括
公益社団法人あおもり農業支援センター	就農及び経営相談の総合窓口、 農地中間管理事業
地域県民局地域農林水産部	就農及び経営相談のサテライト相談窓口

<主な関係機関・団体の役割分担>

市町村	就農希望者等の受入体制構築、生活・住居等に関する情報提供、 管内の新規就農者及び農業者への経営支援等
農業委員会	農地の紹介・あっせん等
農業協同組合	新規就農者等の栽培技術等の指導、販売支援等

4 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

機構法の規定により農地中間管理機構に指定された公益社団法人あおもり農業支援センターは、農業経営の規模拡大、農地の集約化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、法第7条に規定する事業を行います。

また、市町村が定める地域計画の区域において特例事業を実施する場合は、当該地域計画の達成に資するように事業を行います。

○農地中間管理機構が行う特例事業

- ア 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業
- イ 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業
- ウ 法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- エ アに掲げる事業により買入れた農用地等を利用して新たに農業経営を営もうとする者に農業の技術又は経営方法を実地に習得させるために行う研修その他の事業

5 主要指標

区 分	新基本方針	旧基本方針
1 所得目標		
(1) 主たる従事者の所得	430万円 ～ 530万円程度	400万円 ～ 500万円程度
(2) 世帯当たりの農業所得	570万円 ～ 670万円程度	530万円 ～ 630万円程度
新規就農者 主たる従事者の所得 世帯当たりの所得	220万円 ～ 270万円程度 290万円 ～ 340万円程度	200万円 ～ 250万円程度 270万円 ～ 320万円程度
2 労働時間	1人当たりおおむね 2,000時間程度	1人当たりおおむね 2,000時間程度
3 育成する農業経営体数等		
(1) 育成する農業経営体	12,400 経営体 うち認定農業者 (集落営農組織を除く) 8,900 経営体 うち法人 900 法人 うち集落営農組織 150 経営体 うち法人 100 法人	13,200 経営体 うち認定農業者 (集落営農組織を除く) 10,880 経営体 うち法人 515 法人 うち集落営農組織 185 経営体 うち法人 135 法人
(2) 新規就農者数	300人/年	300人/年
4 農業経営の基本的指標		
(1) 経営規模	地域類型ごとに表示	地域類型ごとに表示
(2) 技術体系	〃	〃
(3) 地区区分	6地域	6地域
(4) 営農類型数	63類型	61類型
①個別経営	56類型	52類型
②組織経営	7類型	9類型
(5) 新規就農者等の営農類型	11類型	11類型
5 担い手の農地利用シェア		
(1) 農地面積	147,000 ha	153,300 ha
(2) 担い手のシェア	90.0%	90.0%
(3) 担い手への集積面積	132,300 ha	138,000 ha
①自作地 (うち認定農業者等への誘導)	57,500 ha (6,300 ha)	49,700 ha
②借地 (うち認定農業者等への誘導)	63,500 ha (1,100 ha)	58,600 ha
③作業受託	11,300 ha	16,200 ha
		認定農業者等への誘導 13,500 ha

<別 表>

農業経営の指標

【 以下は省略（変更なし） 】